

# 福岡県教員養成史研究(一)

## 平 田 宗 史

(1975年9月10日 受理)

### はじめに

この研究は、わが国の教員養成の歴史を、特に福岡県の教員養成の歴史に焦点を合わせて、究明しようとするものである。換言すると、福岡県の教員養成の歴史に焦点を合わせながら、わが国の教員養成の歴史を跡づけようとするものである。

さて、ここで問題となるのは、何故、福岡県を選んだかと言うことである。その理由として、次のようなことが挙げられる。

- (一) 筆者自身が、福岡教育大学に在職し、よりよい福岡教育大学の改革をめざしていること。
- (二) 福岡県は、九州の雄県として、他の九州の県より一層、政府の教員養成政策を反映していると思われること。
- (三) 福岡県は、過去において、複数の教員養成機関を有していた県の一つであること。

このような理由から、福岡県教員養成史を研究するのであるが、その研究にあたって、つぎの三点に特に留意したのであった。

- (一) どのような入学条件と選抜で、どのような者が入学し、どのような教育をうけたかを考察の基本視点とすること。
- (二) 在学時の教育を、主に学科の教育をうける教室での教育、主に訓育を中心とした教育をうける寄宿舎での教育、主に教育実習の教育をうける附属小学校での教育の三つに分けて、考察しようとしたこと。
- (三) 福岡県教員養成史を考察する際、常にわが国の教員養成史の流れとの関連を忘れないようにし、福岡県教員養成史を研究することによって、わが国の教員養成政策史を明らかにしようとしたこと。

以上の三点に特に留意して、福岡県教員養成史を考察して行こうと思うのであるが、本稿は、明治初期に小倉県、福岡県、三藩県の三県に分れていた時代から、明治9年8月21日に、現在の福岡県に統合されるころまでの、それぞれの県の教員養成の実情を考察し

ようとするものである。

### (一) 藩・県の統廃合と福岡県教員養成発足年月日の検討

現在の地域の福岡県が、ほぼできあがったのは、明治9年8月21日である。現在の地域の福岡県ができるまでの大体の経緯は、図表(一)の通りである。

図表(一) 福岡県の成立

中津藩	中津藩	小倉縣...		
豊津藩	千東々	4・11・14	福岡縣.....	
筑前	福岡藩	福岡縣...	9・4・18	福岡縣
秋月々		4・11・14		9・8・21 二郡を大分離
筑後	柳河藩	三池々	久留米々	三藩縣...
			4・11・14	合併
対馬	肥原藩	今萬里縣	今萬里縣...佐賀縣	肥前國を長崎縣へ分離
	佐賀藩	4・9・4	4・11・4	佐賀縣
	唐津藩		5・5・29	16・5・9
肥前	小城藩			
	蓮池藩			
肥前	唐島藩			
	島原藩			
	平戸藩	長崎縣...		
	長崎藩	4・11・14		長崎縣
	福江藩			16・5・9
	大村藩			

註 左端は府名、その右は廢藩置県時の府藩県、右端は府県制施行時の府県。数字は各県に統合された時の明治の年・月・日を示す。

『地方史研究必携』(岩波全書) 191頁より転載

これによると、明治5年8月3日の学制が公布された時には、現在の福岡県にあたる地域は、小倉県、福岡県、三藩県の三つに分れていた。言うまでもなく、この三県分立時代には、地方行政は、それぞれ独自性をもって実施されたのであった。それ故、三県は、学制公布後、それぞれ、独自に教員養成を開始した。その開始の時期は、それぞれ異なっていたけれども、三県の中、一番最初に教員養成をはじめたのは、福岡県である。しかし、その福岡県の教員養成の発足年月日は、資料によって異なる。同じ文部省年報でも、年報によって異なる。文部省年報にみる福岡県における教員養成機関の設立年は図表(一)の通りである。

福岡県における教員養成機関の設立年は、明治7年とするものあり、また、明治8年とするものあり、さ

図表(2) 福岡県における教員養成機関の設立年

設立年	典 拠 資 料	備 考
明治七年	第八年報(527丁)	教員伝習所(第二年報8丁)を指す
〃八年	第六年報(417丁) 第七年報(476丁)	伝習所(第三年報610丁)を指す
〃九年	第四年報(411丁) 第五年報(511丁)	

らに、明治9年とするものあり、年報によって異なる。明治7年とするのは、第二年報に明示してある教員伝習所を指し、明治8年とするのは、第三年報の伝習所を指すのであろう。明治9年とするのは、それまでの福岡県の教員養成機関を福岡師範学校と改称し、それと同時に整備充実させ、本格的な教員養成を開始した明治9年7月26日を指すのであろう。昭和11年に出版された福岡県福岡師範学校の『創立六十年誌』は、この年を起源にしている。確かに、名称も福岡師範学校と改称され、また、修業年限も延長され、さらに、カリキュラムも、これまでの講習会程度のものと異なり整備充実され、本格的な教員養成が行なわれるようになるのは、明治9年である。

しかし、これ以前にも、福岡県では、伝習所、講習所程度の短期間の教員養成機関が設立され、教員養成が実施されていたのである。厳密に言うと、それを実施しなければ、明治5年8月公布の学制を施行することが出来なかった。文部省第一年報によると、「六年一月ヨリ六月ニ至リ小学四十余校ヲ設立スト雖モ教則及授業ノ方法其宜ヲ得サルヲ以テ別ニ学科調査所ヲ置キ管内士民学業成立ノ目的アル者ヲ選テ此ニ入れ凡ハ十日乃至百日間師範学校ノ成規ニ従ヒ小学教則ヲ講習セシメ而テ学科卒業ノ者ニ假免状ヲ与テ小学教師トス」(1)と80日～100日間という短期間に小学教則を講習する学科調査所を明治6年に設立した旨を報告している。前述の文部省年報にみる福岡県における教員養成機関の一番早い設立年より一年前の明治6年に、福岡県において、教員養成機関が設立されたと言うのである。全国的にみても、これは、珍しいことではなく、又、早いと言うものでもない。一般的であったのである。(2)

さらに、文部省年報以外の資料を使用し、福岡県の教員養成機関設立の起源を検討してみよう。『福岡県史資料』(第一輯)によると、「明治六年ヨリ同八年ニ至ルマデ、福岡ニ教育伝習所ヲ設ケ、教員志望生ヲ試験シ、假免証ヲ与ヘ、或ハ給費生ヲ募リ、五十日乃至百日ヲ以テ学期トシ、附属小学ヲ置キ授業法ヲ演習

セシメタリ」(3)と、明治6年に、福岡県に教育伝習所という教員養成機関が設立されていた旨が明示してある。

しかし、これまで検討した資料では、福岡県に、教員養成機関が、明治6年に設立したと明示されてあっても何月何日に設立されたかを明示しているのがない。ところが、それを明らかにする資料がある。それは、文部省が、明治18年に、明治初期の府県の教育状況を報告させ、それを纏めた『内閣文庫府県史料』である。その中に、明治6年2月18日づけ達の算数の教師を養成しようとした数学所の資料がある。又、明治6年3月5日づけ達の学科取調所設立の資料がある。この二つの資料についての詳細な検討は、後に譲るけれども、福岡県において、教員養成機関が、明治6年3月に設立されたとみてよいであろう。

## (2) 旧福岡県の教員養成とその教育

### (1) 数学所とその教育

旧福岡県は、明治6年2月18日、「今度元修猷館ニ於テ数学所ヲ開キ他日成業ノ上各区小学校ノ教師ニ採用スヘキ為メ一先ツ生徒百人ヲ撰ヒ凡三ヶ月ノ間洋法算術ヲ教授セシメ候條左ノ五条ノ事ニ差支無之者ヲ撰挙シ来ル三月三日限り庶務課へ可申出候事」と、各大区の区長へ達(4)を出したのであった。

達によると、数学所の入学資格は、年令21歳から35歳まで、「第一 和漢ノ歴史ニ略通スル者、但是内翻訳書類ヲ読居シ者ハ最宜シ。第二 日用相場割ノ算ヲ可ナリニスル者ナレバ最宜シ。第三 真行草ノ字ヲ可ナリニ書シ得ル者」の三則を「兼能シ得ル者」の中から、「区内人望アル者各八人ヲ撰挙シ可申出事」となっていたが、区戸長よりの申出をそのまま受入れるのでなく、「一応学術致検査其能不能ニ依テ取捨百人ノ数ニ充テ」ることとなっていた。

数学所に、以上のような条件に合格し、入学した生徒は、「受業料ハ差出ニ不及候得共学事ニ関スル物品ハ自弁タルヘシ即石版石筆是也、但硯箱ハ持參不相成矢立ハ不苦候事」とあるように、受業料は無料であったけれども、学事に関する物品は自弁であった。又、「生徒ハ食料等ハ自弁タルヘク最官ヨリ寄宿所ノ手当ハ不致」と、食料費も、寄宿所費も自費であったのである。当時、設立されていた官立師範学校は、かなりの高給費を生徒に与えていたし、府県で設立されていた教員養成機関においても、給費を与えていたところがかなりあった。(2) 数学所においては、受業料以外、

すべて自費であるにかかわらず、「撰挙人学術検査ノ上生徒ト為ルヘキ者ハ必教育ニ從事スヘキ証書ヲ出サシ」めて、「成業ノ上ハ居住区内ノ小学生徒ノ教師ト為スヘシ」と、年限を定めてないけれども、卒業後、小学教師となるべき奉事義務を課していた。(5) これは、官立師範学校ばかりでなく、府県の教員養成機関においても、定められていた。又、この点は、第二次世界大戦前のわが国の教員養成において、ずっと受け継がれたのであった。

数学所に関する達の内容は、上の通りであるが、旧福岡県は、数学所に関する達を出した半月後の明治6年3月5日に、学科取調所設立に関する達を出しているのと、数学所に関する資料が前掲の資料以外、見あたらないのを見ると、数学所は、実際に設立されたかどうか分らない。筆者は、それどころか、数学所は、案に終り、次の節で検討する学科取調所に発展解消したのではないかと思うのである。しかし、このような数学所を設置し、洋法算術を教授出来る小学校教師だけを養成しようとしたことは、全国的にみて、希れであり、又、それは、学制実施において、洋法算術の出来る小学校教師が、如何に不足していたかを証明しているものと思われる。

## (2) 学科取調所の設置とその教育

学科取調所の設立年月日は、明治7年5月8日で、それを福岡県における教員養成機関設立の嚆矢とするのが通説となっている。それは、昭和11年秋発行の福岡県福岡師範学校『創立六十年誌』に由来するのである。しかし、それ以前にも、福岡県において、教員養成機関が設立されていたと考えるべきであろう。その最初のものとして、数学所の設立が考えられたと前節で述べた。ところが、それは、實際には設立されなく、案だけに終わったのではないかと思われる。何故に、案だけに終わったのか、その理由を糺す術はないけれども、それは、洋法算術だけを教授し、その小学校教員を養成しようとする教員養成機関を設立したところが全国的にみて例がなかったので、旧福岡県が自主的にそれを廃止したか、文部省の指示があったからであろう。

数学所設立の達が出されて半月経過した明治6年3月5日、旧福岡県は、「元修猷館ニ於テ学科取調所ヲ設ケ生徒一百名ヲ撰ヒ教則ヲ演習セントス(三ヶ月ヲ)  
乃チ入校願書難形ヲ定メ其旨管下へ達ス」(4) とあるごとく、元修猷館に学科取調所を設立し、教員養成を行なう旨を達したのである。一般に、学科取調所の設

立は、明治7年5月8日と言われているが、それ以前に設立されていたのであった。

学科取調所設立の達は、次の通りである。

「昨年一般ノ学制被仰出候ニ付テハ猥ニ学校教授不相成趣ハ兼テ及布達置候通ニ候処今度元修猷館ニ於テ学科取調所ヲ設ケ三ヶ月ヲ一期トシ教則向今演習卒業ノ上ハ假免許ヲ以テ家私塾開業差許且各所小学校教師ニモ採用可致筈ニ候条当年令二十一歳以上三十五歳迄ニテ有志ノ者ハ乙式難形ニ準シ書面相認メ区々民間一人ノ奥印ヲ取り第一大区第二大区ハ至急庶務課へ願出其余ハ來ル十九日二十日両日間学科取調所へ可願出候事

但本文演習生徒ノ義ハ先ツ一建百人限ニ候且ツ又願書ノ儀ハ本人ヨリ直ニ可差出候事」(4)

この達によると、学科取調所は、各区から選ばれた21歳から35歳までの者を100名入学させ、3ヶ月を一期とし、教則を演習させるものである。その場合、数学所と同じく、授業料は無料であるけれども、寄宿料、学用品は、やはり自弁であった。そして、卒業後、「教育ニ從事スヘキ証書ヲ差出」(4) さねばならなかった。しかし、ここで注目すべきことは、私塾、家塾を開業していて、さらに、それらを開業しようとしている者の為に、100名の定員の外に、試業生を置き、教則を演習させようとしていることである。その点が、数学所の内容と違う点の一つである。

学科取調所設置の達が出された四日後の明治6年3月9日、『学課取調所生徒試業其外ノ手続』(4)、『学科演習綱領』(4)、『生徒並ニ試業生ノ規則』(4)、『擊板』(4)、『生徒約束』(4)などの学科取調所諸規則が定められ、学科取調所における教員養成の内容が詳細に定められたのである。その諸規則に基づいて、学科取調所における教員養成の実態を考察してみよう。

入学年令は、21歳から35歳迄で、次のような学科試験を実施したのであった。

### 「第一 日本外史講釈

上 一字失ナク声音朗暢ナル者

下 声音朗暢ナラスト雖トモ可ナリニ講シ得ル者

### 第二 書牘

上 日用往復ノ文書ヲ訳書体ニテ長文ニ綴リ得ル者

下 日用往復ノ文書ヲ俗体ニ綴リ得ル者

### 第三 算術

上 八算ヲ能スル者

## 下 九々ノ声ヲ能スル者」

日本外史講釈、書牘、算術の三学科を試験し、それぞれの学科を、上、下に分け、上の者を優先して入学させ、100人の定員に満たない場合は、下の者の中から籤で選び、定員を充たすのである。そして、生徒となる者には、次のような証書と履歴書を提出させたのであった。

## 「 證

私儀学科取調所ノ生徒ト為リ修業仕候上ハ期限中自己ノ故ヲ以テ退学仕間敷且又卒業ノ後転業就職等仕候節ハ必相伺節御許可ヲ受候様可仕候也

明治六年三月 日

何大区何小区何町村居住士族或ハ農工商何某嫡又ハ二三男何ノ誰印 」

以上が、学科取調所生徒の入学条件であるが、試業生も、大体同じ入学条件であった。

このような条件で無事入学した生徒と試業生は、次のような教育を受けることとなっていた。入学した生徒は、「下等小学課業ノ大意ヲ演習スル必ハ級ヨリ始メ次第ニ進ンテ一級ニ致ル毎級五日間ト定メ内四日演習一日試験都合四十日ニシテ全卒業ス其後ハ便宜ニ依リ洋法算術ノミヲ演習ス」とこととなっていた。ところが「毎級五日毎ニ級ヲ進ムルト雖トモ試験ノ時ニ際シ未タ其課業ヲ熟シ得サル者ハ更ニ四日ノ間復習セシメ習復試験ス之ヲ第二次ノ試験ヲ経テ尚進級スル能ハサル者ハ直ニ退キ去ラシム」とこととなっていた。但し、「洋法算術ハ毎級試験セズ只順序演習スルヲ以テ法トス」とある通り、洋法算術の試験は、行なわれなかつたのである。これは、決して、洋法算術を軽視したのではなく、当時の生徒が洋法算術の知識がなく、試験を受ける程の学力がなかったと解すべきであろう。実際、洋法算術を軽視するどころか、養成期間の100日間の中、「都合四十日ニテ全卒業ス其後ハ便宜ニ依リ洋法算術ノミヲ演習ス」と明示されている如く、下等小学校則を終えたあとを洋法算術の演習に当ているのをみると、洋法算術の演習を重視していたとみるべきであろう。又、これは、明治6年2月18日づけ達の数学所が案だけに終わり、学科取調所に発展解消されたことを意味しているのではないだろうか。

試業生は、「私塾又ハ家塾ヲ開キ度志願ニシテ試験ヲ受ル者ナレハ外生徒ノ如ク三則検査ノ上教則ノ正科ヲ以テ按トシ其施法及ヒ其得力ヲ試験シ不合格ノ者ハ落第ト」したのであった。しかし、「完全セル正科ヲ領得セサルトモ其内ノ一二科ノ試験ヲ経テ其免許ヲ得

ル者アルベシ」とあるごとく、一、二の教科の免許でも出すことになっていた。

生徒の日課は、次のように、定められていた。

「午前八時二拾声	就業
同 十一時二拾声	止業
同 十一時五分	自修始
同 十一時三十五分	自修終
正午十二時二十五声	喫飯始
午後十二時十五分二十声	喫飯終
同 十二時三十分五声	自終始 (▼▼)
同 十二時五十五分五声	自終始 (▼▼)
同 一時二十声	止業

右之時報週番之ヲ務ム 」

日課が、以上のように、決められていたのであるが、その生活も、『生徒並ニ試業生ノ規則』(4)により、厳しく、制限されていた。そして、日課の时限を遅刻したり、諸規則に背いたりすると、『生徒約束』(6)の規則により、厳しく、罰せられた。

明治6年3月28日、学科取調所が、いよいよ開講されることとなつたが、これまでの学科取調所の諸規則を要約し、一部訂正された『学科取調所規則』(4)が公布された。先ず、学科取調所の開設にあたつて、学科取調所開設の主旨が述べられた。

「從来各地学校学舎ノ設ナキニアラスト雖トモ文科未タ備ハラサルト教導術ノ至ラサルヨリ学者実用ノ材ヲナスモノ幾希ナリ實ニ學課教則ノ定ム所以ニシテ要スル邑ニ不学ノ家ナリ家ニ不学ノ人ナク各性質ニ隨ヒ天賦ノ能ク盡サシメントスル也然レトモ之ヲ現地ニ施スニ至リ能ク其法ヲ知リ其道ニ熟スルニアラサレハ却テ盛旨ニ悖ルコトアルモ又測リ難シ因テ今般学科取調所ヲ設ケ以県内ノ學務ヲ監督シ専ラ教則施行ノ方法ヲ演習セシム事ニ隨フ者宜シク此意ヲ体シ速ニ成業センコトヲ期スヘシ是國家人民為偏ニ希望ス所也」

学科取調所開業の主旨が述べられると同時に、新しく改訂された『学科取調所規則』(4)が出された。これは、前述の学科取調所の諸規則を要約したもので、それと大筋は変らなく、十五章からなる。それを、要約してみよう。学科取調所の生徒は、「他日成業ノ後仮免証ヲ与ヘ各所ニ派出シ小学校教師トナスヘキ者ナレハ年令二十歳以上タルヘキ事」と、第一章で定め、第二章では、「卒業ノ後小学校教導ニ從事スル証書ヲ出サシム」る旨を定めたのである。試験に合格し、証書を提出した生徒は、「小学校教則ノ毎級五週日間ニ演習セ

シメ試験ノ上進級ヲ許ス若シ落第ノ者ハ更ニ本級ノ業ヲ修メシメニ週日ヲ経テ再ヒ試験シ尚進級ヲ得サル者ハ退去セシム可シ」と、伝習期間を3ヶ月から5週間に短縮したのは注目に値する。入学年令が、21歳から35歳までから、20歳以上と改正されていることと同じように注目すべきことであるが、これは、小学校教師が現実にかなり不足していたため、それを早急に充足しようとして、規則を緩和したためだと思う。そして、5週間の生徒の生活は、厳しく規制された。すなわち、「学科取調所ハ小学校教師ノ基本ニシテ人ノ表式タルモノナレハ拳動善良学識着実ナルヲ要ス故ニ演習順序ノ時間ヲ厳守シ進退周旋ノ規矩ヲ誤ルヘカラス」と定められ、具体的には、「生徒中ヨリ級長三名ヲ撰シ校内ヲ巡視シ生徒ノ勤惰ヲ監督シ専ラ諸般ノ規則ヲ厳守セシ」めたり、「毎日一人宛前七時出校午後四時退校生徒ノ出入ヲ点検シ單机ヲ齊整セシメ校内ノ洒掃ヲ督責シ」たり、「自修ノ時間タリトモ局外ノ書ヲ読み及ヒ他ノ事務ヲ私議スヘカラス」「在校中不得止出門或ハ他人ト接スルコトアレハ級長ニ告ケ指揮ヲ受クヘシ」「就業中ハ勿論喫飯ノ時タリトモ雑言スルコトヲ禁ス」と、生徒の全生活は、小学校教則の演習へと向けられたのであった。

学科取調所での教員養成は、一言で言えば、小学校教則を短期間に講習する程度のものである。しかし、明治6年から7年にかけて、学科取調所で、何回、講習会が行なわれ、どの程度の人数が講習を受けたかを明らかにする資料を手に入れてない。ただ、推測できることは、旧福岡県においても、それは、現職の小学校教員を集めて、つぎつぎと小学校教則を講習したものとみることができよう。

ところで、福岡県の教員養成機関設立のはじまりと言われ、又、学科取調所創設の年と言われている明治7年4月4日の『教員伝習所開業同』(4) (5月8日文部省許可)の内容及び規則を検討してみると、その内容は、明治6年3月設立の学科取調所の内容と殆ど変わらないのである。

### (3) 教員伝習所の設置とその教育

旧福岡県の教員養成の内容が大きく変化するのは、教員養成機関の名称を学科取調所から教員伝習所と改称してからである。それは、明治7年7月28日に行なわれたのであった。(7)

明治7年10月28日に定められた『教員伝習所教則』(8)に基づいて、その実態を考察してみよう。先ず、「師範学校教則ニ準拠シ教員伝習所教則ヲ定ム」とあ

るよう、教員伝習所教則は、官立師範学校教則に準拠して作成されたことに注目すべきであろう。そこで、教員伝習所は、「小学校教師タルモノヲ養成スル所ナルカ故ニ他日小学ノ師範タルヘキ學術及授業ノ方法ヲ演習セシムモノナリ」と定められた。すなわち、これまでの教員養成は、小学校教則だけの演習であったのが、「學術及授業ノ方法」を演習することとなったのである。入学条件は、「年令二十歳以上三十五歳以下ニシテ普通ノ書及算術ヲ略学ヒ得タル者」となり、養成期間が、5週間から100日間に延長され、さらに、学科課程が、これまでと相違し、3級に分けられ、毎級を30日間の修業とされた。ここでいう級は、今日の学級を意味するのではなく、「毎級卒業ノ者ハ試験ヲ経テ昇級セシメ」とあるごとく、学科内容の程度を意味するのである。学科課程表は、次の通りである。

#### 「第三級

読物 一週十八時 一日三時

日本文典 地理撮要 勸善訓蒙

算術 一週十八時 一日三時

加減乗除

授業法 一週六時

小学教授ノ方法ヲ授ク

#### 第二級

読物 前級ノ如シ

輿地誌略 修身編 博物新編 訳解ヲ用  
モ可ナリ

算術 前級ノ如シ

諸等 分数

授業法 前級ノ如シ

#### 第一級

読物 前級ノ如シ

理学提要 日本略史 泰西史鑑

算術 前級ノ如シ

開平 開立

授業法 前級ノ如シ

」(8)

学科課程表をみれば分るように、これまでと違い、この学科課程表は、学科を読物、算術、授業法の三つに分け、さらに、読物において、いろいろの書物をあげている。以前と比べると、学科課程表は、整備され、充実したと思われる。

「餘ハ学科取調所規則ニ準ス」(9)と定めてあるように、教員伝習所のその外の規則は、学科取調所規則に準ずることになっていたけれども、その外、学科取調所と相違する点は、明治7年11月4日、「此度教員

伝習所へ生徒三十名ヲ限リ入寮致セリ」(4)と、次の条件で各大区二名宛、合計30名の官費入寮生を募集したことである。

- 「一 皇漢普通ノ書及ヒ略算術ヲ学ヒ得タル者ニシテ  
年齢二十年以上三十五年以下タル可シ
- 一 行状正シク人望アツテ将来各校教師ノ模範トナ  
ルヘキ者  
但シ体質亦壮健ナルヲ要ス
- 一 入寮中賄ハ官費支給ノ事
- 一 入寮期限百日間トシ科程ヲ三級ニ分チ三十日毎  
(ママ)  
ニ試験シテ昇級ヒシム
- 一 成業ノ上ハ各地へ派遣シ専ラ小学教師ニ從事セ  
シム  
故ニ入寮ノ節成業ノ後必ス教員ニ奉事シ若シ他途  
ニ出ツルトキハ官ノ許可ヲ得ルノ証ヲ出サシム
- 一 入寮ノ上ハ半途ニ退寮ハ勿論帰郷等決シテ許サ  
ザル事  
但シ父母の病氣ハ此限リニ非ス」(4)

学科取調所の生徒は、授業料ばかりが無料であり、寮の施設もなく、生活費すべて自弁であったのが、前掲の旧福岡県の達によると、官費支給の生徒を募集しているのである。それは、教員養成機関に入学する者が少なかったことを意味しており、又、後に師範学校生徒が、すべて官費支給にある先駆をなしたものとみるべきであろう。

学科取調所時代と異なるもう一つの点は、明治8年5月25日、附属小学校が開設されたことである。附属小学校は、「年令満六歳ヨリ十歳迄ノ者五十名ヲ募集シ下等小学生トス、授業料一ヶ月一人ニ付金五錢ヲ徴」(10) したのである。当時の附属小学校に在学し、明治11年3月1日、下等小学卒業証書を授与された安部磯雄（旧姓岡本磯雄 年令12歳11月）(1) の自叙伝『社会主義者となるまで』を中心に、当時の附属小学校の様子をみてみよう。彼は、附属小学校に入学するまでの事情と入学した当時の附属小学校の様子を次のように述べている。

「其当時藩校の修猷館は廃止されて、其跡に師範学校が新設され、従って附属小学校も出来た。小学校は僅に二組だけであって、師範学校の教師が主として教授するのであるから、それが他の小学校に比して遙に優秀であることは言うまでもない。私は二三年当仁小学に学んだ後附属小学校に転学した。当仁小学に於ける私は極めて学間に無頓着であった。勉強というよりも寧ろ遊戯に耽けるといふ風であつ

た。然し附属小学に転じてからは私の態度が全く一変した様に思う。其理由に就いて私は二つのことを述べることが出来る。第一は四十人の同級生が或意味に於ける各小学の選抜生であったということである。第二は凡ゆる競争制度が設けられて居たということである。」(12)

彼の言によると、附属小学校は、二組で、師範学校の教師が主に教授したと言うことである。附属小学校の入学者は、各小学校から選抜された者であったと言う。その族籍をみると、例えば、安部磯雄が、下等小学校卒業証書を授与された時、同じ授与を受けた者26名全員が士族であり、その前の月に同じ証書を授与された24名も、全員士族出身である。(11) その点からみても、附属小学校は、発足当初からエリート校であったと言ってもよいであろう。

入学後の附属小学校の様子を彼は述べているが、附属小学校の特徴の一つは、非常なる競争主義で、試験が重視されたと言うことである。その様子を彼は、次のように述べている。

「附属小学では毎年三回位試験を行ふのであるが、其成績は教場内に於ける掛札（黒き小木札に白字を以て各生徒の姓名を記したもの）の順序によりて示される。生徒は其れによりて席順を改めねばならぬことになって居た。成績発表の日はなるべく早く登校して其掛札を見るといふことが何よりの楽しみであった。進級試験の場合には賞品が与えられた。それは賞牌といふもので、今日のメダルである。これは西洋のメダルを真似たものであったか、或は我国の独創であったか、私はこれを断定することが出来ない。賞牌は級によりて其形を異にする。即ち五級は五角、四級は四角、三級は二角、二級は半円、一級は円形といふのであった。此賞品は級中の第何位までとか、成績何点までとかを規定して与へられたのであった。或時は全県下の小学校から代表者を集めて競争試験を行ったこともあった。其時の賞品は實に振って居る。…………時には県知事などの前で臨時試験が行はれたこともあるが、其場合には又特別賞品が与へられた。試験の方法として私に面白く思はれたのは、生徒を一人一人試験室に入らしめて口頭試験を行ったことであった。」(13)

附属小学校で、如何に、試験が重視され、競争主義であったか、彼の言葉でよく分るが、試験が重視され、競争主義をとったのは、附属小学校ばかりではなかった。これを、明治時代の小学校のすべてが、重視

したのであった。

このように、旧福岡県の教員養成機関も、小学教則の講習程度のものから、普通教科と授業法とを伝習するものとなり、又、生徒の一部に官費支給がなされたり、さらに、生徒の実習の為の附属小学校が設立され、次第に、旧福岡県の教員養成機関は、整備され、充実されてきたのであった。

しかし、旧福岡県の教員養成は、現実には、まだまだ充実したものではなかったらしい。そのことが、明治8年の福岡県の督学局年報に、次のように報告してある。

「教員伝習明治8年2月ヲ以テ開校シ生徒五十名ヲ召募シ五十日ヲ以テ下等小学ヲ卒業スルアリ又百日ヲ以テ上等小学ヲ卒業スルアリ着手以来卒業派出スル者凡百七十名余而テ官立師範校卒業生ヲ聘スル僅ニ一名附属小学及ヒ伝習ヲ兼任シ別ニ予科教員ヲ置キ之ヲ助ク目多ノ小学教員需用其急ニ堪ヘス勢学期ヲ縮メ卒業ヲ促ササルヲ得ス故ニ良師ヲ陶冶スルニ鑑アラス派出生又近傍各校教員ヲ会シ伝習ヲナスト雖トモ僅ニ授業法ヲ伝フルニ過キス、今多ク生徒ヲ募リ学期ヲ長ウスルニ非サルヨリハ小学ノ完全期ス可カラサントス」(14)

報告によると、明治8年においてさえ、旧福岡県の教員養成は、小学授業法を短期間に伝習する程度のものであるという。そこで、小学教育を完全にするためには、養成期間を長くするなどして、教員養成の充実をはかるよう提案しているのである。

この提案に呼応してか、旧福岡県は、明治9年7月26日、教員養成機関の名称を、教員伝習所から福岡師範学校と改称したり、カリキュラムを整備したり、養成期間を延長したりして、教員養成機関の充実をはかった。教員養成機関の整備、充実がはかられるのは、明治9年における全国的な傾向であった。そのことについては、拙稿で論じた通りである。(15) そして、福岡県の明治9年7月以降の教員養成の実態は、次の機会に明らかにしたい。

### (三) 小倉県と三浦県の教員養成とその教育

#### (1) 小倉県の教員養成とその教育

小倉県は、明治9年4月18日、福岡県に合併されるまでは、現在の大分県に属する中津藩まで含んでいた。

小倉県の教員養成機関の設立は、全国的にみて遅く、次のような『教員伝習所設立同』(16) が、文部

省によって、明治7年6月27日認可されたのにはじまる。

#### 〔教員伝習所設立同

##### 伝習所位置

第五大学区小倉県管下第三十五番中学区内小倉宝町

##### 名称

伝習所

##### 学科

小学

##### 教則

小学下等

##### 教員履歴

小倉県貫属士族

中島一男

当甲戌二十年五月

大中小学等級卒業ノ証並ニ師範学校卒業免状無之  
当管内旧豊津恩永校ニ於テ漢学修行明治一年八月  
兵隊ニテ東京詰同年十月ヨリ海軍修行明治四年九  
月迄入寮同月五日依願海軍所退寮同十日ヨリ明治  
五年三月マテ東京赤坂共立義塾ニ雇ハレ算術教授  
兼英学教授勤務同年四月ヨリ同六月マテ栃木県小  
屋町小学校へ雇ハレ教授ス同年七月ヨリ同年三  
月十三日マテ同県師範校数学教官兼正則掛命セラ  
レ偶マ父ノ病ヲ聞キ同月十四日辞職帰県ス

##### 教員給料

一ヶ年 金百二十円

一ヶ月 同 拾円

##### 生徒員数

但当分三十名ヨリ四十名マテ

右ハ教則改正ノ廉ヲ以テ各小学校教員ノ内一大区  
限リ三名或ハ四名ヲ呼集シテ伝習ス

##### 伝習所費用

書籍器械	一ヶ年 百円
家賃	一ヶ年 三十六円
	一ヶ月 三円
雇入小遣給料	一ヶ年 十八円
	一ヶ月 壱円五十銭
諸雜費	一ヶ年 二十四円
	一ヶ月 二円
右費用統計	一ヶ年 三百九十八円
	一ヶ月 二十四円八十四銭

##### 内

御委托金百四十九円遺払ノ積

右之通設立仕度此段相同候也

」

小倉県の伺に對して、文部省は、「伺ノ通但委托金遺払ノ儀ハ追テ可相達儀モ有之候得共先以聞置候条別

ニ保護ノ道相立様精々注意可致事」と指令したのであった。

これによって、小倉県においても、教員養成が発足するのであるけれども、その教員養成は、「教則改正ノ廉ヲ以テ各小学校教員ノ内一大区限リ三名或ハ四名ヲ呼集シテ伝習ス」とあるごとく、一大区より三～四名の現職の小学校教員、合計三～四十名を集め、下等小学の教則を伝習しようとするものであった。文部省年報の督学局年報によると、「明治7年6月教員伝習所ヲ設け十週間ヲ以テ学期トナス當時小学開設ノ際伝習教員其人ニ乏シク現在教員ニ從事スル者百二十名逐次召募姑ク下等小学卒業派出一時ノ急ヲ救フニ過キス」(17)と、小倉県の教員養成は、現実に、現職の小学校教員を、逐次、集めて、下等小学教則を短期間に伝習するものであった。

小倉県は、教員伝習所開設にあたって、次のような規則を、明治7年7月、定めたのであった。

「今般教則伝習所相開候儀ハ從来因襲ノ学弊更ニ面  
目ヲ革メ狭キヨリ広キニ涉り易ヨリ難ニ入ル生徒其  
年令ニ応シ順序ヲ逐ヒ迂遠不急ヲ後ニシ至近切実ヲ  
先トシ管内各小校一般ノ教授方法勉テ一体裁ニ為相  
運候等ニ有之間左ニ其条例ヲ掲ク

第一

伝習所入学ノ者ハ都テ六歳ヨリ十三歳迄ノ生徒ト  
見做シ候ニ付人々童心稚情ヲ以テ諸事教師ノ指揮  
ヲ受クヘキ事

第一

教則伝習ノ者ハ追々管内各小学教官タルヘキニ付  
其心術言行ノ光線人民生徒ノ胸間ニ反射シ風化ノ  
由テ出ル所ナリ篤ク謹慎可致事

第三

從來教官拝命ノ向ハ伝習卒業ノ日直ニ帰校申付候  
間其伝習スル所ニ違ハス教授可致若土地ニヨリ実  
際差支候ハハ更ニ斟酌商量不苦尤其方法可伺出事

第四

左ニ掲ル所ハ文部省頒布小学生徒罰則ナリ今之ヲ  
伝習所ノ規則トナス若犯則ノ者アルトキハ之ニ拠  
テ相当ノ罰ヲ加フ  
(文部省官学生徒罰則)

(文部省官学生徒罰則)

— 省略 —

この規則からみても、教員伝習所は、現職の小学教員を集めて、それを「六歳ヨリ十三歳迄ノ生徒ト見做シ」、小学教則を伝習するものであったのである。しかし、「伝習所召集スル所ノ各小学校教員伝習卒業ノ

上ハ各小学校生徒ノ内ヨリ他日教員トナルベキ見込アル者ヲ選ヒ右伝習所へ入学セシム」とあるように、現職の小学校教員の伝習を終えた後は、小学校生徒の中から教員になろうとする者を入学させ「善良ノ教官ヲ管内ニ充満セシ」(18) める必要があった。

そこで、小倉県は、明治8年3月15日、豊津の育徳学校に、小学授業法伝習所を付設した。「方今豊津伝習校志願生五十名ヲ募リ其学力ヲ試験シ優ナル者ハ凡ソ四ヶ月ヲ以テ学期トナシ劣ナル者ハ一年トシ」(17)たのである。

明治8年12月になると、小学授業法伝習所は、小学教員養成所と改称され、課程を一ヶ年とした。「豊後国育徳校養成学科規則摘要」(19)によると、入学条件は、年令17才以上35才以下で、「行状端正体質健ナルモノ」と定められ、養成期間は、一ヶ年と明示されているけれども、「從来学力優等ニシテ進歩速カナル者ハ此限ニ非ラス」であった。学科課程は、「教科ヲ分チテ四級トシ每級ヲ三ヶ月ノ修業ト定」められ、次のように、制定されていた。

註「文部省第四年報」(二五四丁)より作成。

教科課程をみると、教員養成の発足時と異なり、普通教科や教職科目も教授されるようになっているのが分るであろう。そして、教育実習が、第四期に集中して行なわれるようになっている。しかし、育徳校には、附属小学校は附設されてなかったので、「小学教員養成科生徒ヲシテ裁錦小学校ニ就キ実地授業セシム」(20) とあるように、一般の小学校で実地授業が行なわれたのである。

小倉県は、明治9年4月18日、一部は、福岡県、一部は、大分県に合併された。福岡県に合併された後も、豊津育徳校で、小学校教員の養成が行なわれた。ところが、明治12年9月9日、育徳校が、福岡県立豊津中学校となると同時に、教員養成を行なわなくなつた。その経緯については、別稿にゆずる。又、小倉県時代、豊津の外に、中津においても教員養成機関が設立されたのであるけれども、それは、後に、大分県に

合併されるので省略したことを明記しておく。

## (2) 三潴県の教員養成とその教育

三潴県は、明治9年4月18日、福岡県に合併されるまで存在した県である。その地域は、旧柳河藩、旧川瀬藩、旧久留米藩の三藩にわたっていた。明治6年のその人口は、396,341人であり、それが三中学区に分けられていた。

三潴県において教員養成機関が設立されたのは、「久留米並ニ柳河ノ両師範学校ハ明治六年三潴県ニ於テ創立シ初メ教員養成速成法ヲ設ケ同九年ニ至リ教則ヲ改正シ学期ヲ二ヶ年トス」(21)と明示されているように、明治6年とある。しかし、その実態を明らかにする資料はそれ以外にない。

一方、明治7年の文部省年報には、「教員養成ノ法、即今方ニ商議セントス」(22)、「将来学事進歩ノ方法及意見………今回全管内ノ反別人口ニ賦課シテ学資ヲ調シ師範学校ノ体裁ニ倣ヒ第九第十両中学区即久留米柳河面旧城下ニ教師伝習學ヲ設クルニ決議スルヲヤ」(23)とあるように、明治7年においても、未だ教員養成機関が設立されてなかったと言う。その為か、三潴県は、「毎年春秋第九中学区明善小学第十中学区伝習小学ニ各校ノ教員ヲ召集シテ試験ヲ行ヒ教授方及養成ノ功他ニ度越スル者アレハコレニ褒賞ヲ与フ」(24)と、毎年、春と秋に、小学校教員を集め、試験を行ない、小学校教員の学力向上と維持を計っていた。

このように、三潴県において、明治6年から教員養成機関が設立されていたという説と、明治7年においても、それが設立されていないという説がある。全国的な視野からみると、三潴県においても、明治6年に教員養成機関が設置されたという説を採用したいのであるが、どちらにしても、本格的な教員養成が三潴県で行なわれるようになるのは、明治8年12月に久留米、明治9年3月に柳川に、小学教師伝習学校が開設されてからである。

久留米及び柳川に設立された小学教師伝習学校は、一言でいえば、「校則教則ハ直ニ官立師範学校ニ準シ在学亦二年ヲ期シ校舎各壮大從前ノ藩校ニ拠ル」(25)ものであったと言われている。その校則、教則(26)を通じて、その実態を考察してみよう。

入学しようとする者は、「本校ハ他日官内小学ノ訓導タルヘキ生徒ヲ教育スル処ナリ故ニ行状正シクシテ普通ノ書籍ヲ講読シ普通ノ文書ヲ作り得テ且略算術ヲ学タル者ニ非サレハ入学ヲ許サス」「年令ハ十八歳以上三十五歳ヲ限リトス、学力抜群品行高尚ノ者ハ十八

歳未満ト雖モ此限ニ非ス」という二つの条件を満さねばならなかった。入学は、6月と12月の2回行なわれ、二つの条件を満たす者は、「区戸長ノ保証状(書式略ス)及履歴書(書式略ス)ヲ持参シテ本校へ願出ヘシ尤毎小区二人ヲ出サシメテ常員トシ半ヲ久留米ノ校ニ入レ半ヲ柳河ノ校ニ入ル」ことになっていた。他の資料によると、「各百名ヲ定員トナシ管内六十九小区各二名ヲ精選シ總計百三十九名ヲ折半ニ分付シ卒業ノ後其区ノ責ニ任ス又通学生ヲ増募シテ百名ノ員ニ充」(27)てたということであった。すなわち、毎小区から2名の常員生を入学させ、又、定員100名に達するまで、員外生(通学生)を入学させたのであった。常員生は、月謝が無料であり、「入校中一ヶ月金八拾五錢学資ニ給ス但下宿ノ節ハ日割ヲ以テ算当ス」(19)と、食費の一部の給費が行なわれたのであった。員外生は、月謝25錢を納めねばならなかった。

入校したら、生徒は、次のようなものが附与され、「月賦ヲ以テ償還ス」こととなっていた。

品目	一個価	総 計	月 賦 償 還
帽子	七十 錢		
靴	七十 錢		
石盤	十七 錢	二円八十七錢	廿三錢九厘二毛
椅子	七十 錢		
高机	六十 錢		

小学教師伝習学校の教員は、「官立師範学校卒業生ハ未タ一名ヲモ聘セス皆県下学力素アル者ヲ以テ教員ニ充テ各科ヲ分掌ス教授ノ練達スル夫ノ卒業生ヲ聘スル者ニ譲ラス」とあるように、官立師範学校卒業生から採用したのではなかった。例えば、久留米小学教師伝習学校では、旧明善堂関係の者から、多く教員として選ばれている。

小学教師伝習学校の修業年限は、2年とし、それは4学期に分けられ、「生徒ヲ分テ四級トシ一期一級ヲ卒業セシメ四学期 全四級ヲ卒業セシムルコトトス」(28)ことになっていた。その2ヶ月間の間に、小学授業法、作文、数学、地学、史学、博物学、物理学、生理学、化学、修身学、政学、図画、体操の13教科が教えられることになっていたが、その教科課程表は図表(2)の通りである。

第1期、第2期、第3期には、「定期小試業ヲ為シ甲乙丙ニ中ル者ハ進級セシメ丁ノ者ハ元級ニ止メ落第ノ者ハ退学セシム」ことになっていた。第4期の終りには、定期大試業がなされ、試験の結果によって、「学科卒業(第一等)(第二等)(第三等)証書ヲ附

与シ管内ニ派出シテ小学訓導ニ任ス」ことになっていた。

小学教師伝習所校開設の時、附属小学校も開設された。教育実習（実際演習）は、「第二期ニ至リ上下二等小学課ヲ卒業セシ者ハ附属小学校ニ就キ実際演習スルコトス」とあるように、第3期、第4期に行なわれたのであった。

最後に、小学教師伝習学校の寄宿舎の状況をみてみよう。寄宿舎は、全寮生でなく、希望の者が入寮したのであった。入舎の時は、次の物を持参しなければならなかった。

「ランプ ランプハ堅硬ニシ  
テ火災ヲ生セサル  
品吟味スヘシ  
火鉢 口径差シ八寸（曲  
尺）ヨリ大ナラサ  
ルヲ要ス  
小印 朱肉ヲ貯フヘシ  
洋服 軍服ヲ所持スヘカ  
・ラス」

入舎したら、「生徒等諸官員

ニ対シテ失敬アルヘカラサルハ勿論

同学ノ者互ニ信義ヲ尽シ礼謹ヲ以テ相交ルヘシ」「先進ノ者ハ後進ヲ扶ケ後進ノ者ハ先進ニ従ヒ日夜勉励共ニ学ニ進ムヘシ」「出入坐臥言行ヲ謹ミ校内校外トモ遊惰粗暴ノ所行アルヘカラス」「平常室内ノ諸品ヲ整頓シ爽涼ノ空氣ヲ引キ衣服身体ヲ清潔ニシテ健全ヲ保安スルヲ要ス」という規定や、外出する時は、「必ス印鑑ヲ以テ為スヘシ」と、そして、外出の服装は、「洋服ナラサレハ必ス袴ヲ着スヘシ」「必ス帽子ヲ着スヘシ」と、定められ、生徒は、それらの規定を遵守しなければならなかつたのである。

学科課程を無事終り、卒業となると、「二ヶ年間必ス学校ニ奉事スヘシ」<sup>(19)</sup>とあり、2ヶ年間は、小学校教師の職に従事しなければならなかつた。もし、「卒業ノ後ニヶ年奉事ノ間事故アリテ退職スル者ハ給与ノ金額ヲ一時ニ償還セシム」<sup>(19)</sup>のこととなつてゐた。

図表(2) 学科課程表

体操	国学	政学	修身	化學	生理	生物	博物	史学	地学	数学	作文	小学授業法		科目 級学年
												級学	期学	
同	画線	経済学大意	同			水力		皇國史	皇地國球地	諸分加減乗除		下等小学校	第四級	第一期
同	写真	皇國律令	同	健全法	音氣論論	動物	支屬那國地地	支屬那國地地	代開平數開學立	文法	上等小学校	第三級	第二期	
同		政体大意		總論	諸器管能	光熱論論	植物	万國史	万國地理	設平面幾何論學式	公私用文文	實際演習	第二級	第三期
同		皇國政体		元素配合		磁電石氣論論	地金質石	同天窮文理ノノ部	及立平面幾何問題論題	記簿法	同	第一級	第四期	

以上が、久留米、柳川の小学教師伝習学校の様子であるが、それは、当時、最高の教員養成機関であった官立師範学校の校則、教則に準じており、遙色のないものである。このような整備された教員養成機関を設立し、小学校教員を養成しようとする外、三潴県は、全国の例にもれず、「速成演習法ヲ設ケ目下ノ需求ニ供シ之ヲ各校ニ派出セシム」<sup>(19)</sup>とあるように、速成法の教員養成も行なつた。しかし、その詳細を明らかにする資料はない。

三潴県が、明治9年4月18日、福岡県に合併された後も、久留米、柳川の小学教師伝習学校は存続した。久留米は、明治9年6月、柳川は、同年8月、久留米師範学校、柳川師範学校に改称されたが、明治12年7月、それぞれの師範学校は廃止され、福岡県は、福岡師範学校1校となる。そのことについての経緯は、別稿に譲る。

## おわりに

現在の福岡県になる前の旧福岡県、小倉県、三潴県の教員養成の実態を考察してきたのである。その考察から言えることは、旧福岡県、小倉県、三潴県の順序で教員養成機関を設立したのであるが、教員養成と言っても、それは、現職の小学教員を召集して短期間に中に小学教則を伝習するものであった。それが、次第に、整備され、普通教科も、小学授業法も教授され

るようになり、附属小学校が附設されるようになるのは、明治8年においてであった。そして、その教員養成機関が、官立師範学校の校則、教則に則って改正されてくるのであるけれども、官立師範学校とほとんど変わらないほど教員養成機関を充実するのは、三潴県が、三県のうち最初であった。明治9年になると、全国的に、地方の教員養成機関が充実されてくるのであるが、その例に漏れず、福岡県の教員養成機関も整備充実されるのである。そのことについては、次の機会に論じたい。

### ( 註 )

- (1) 「文部省第一年報」 福岡県年報 105~106丁
- (2) 抽稿 「明治初期教員養成制度の一考察」 広島大学『教育学部紀要』 第1部 17 1968年 5~7頁
- (3) 「福岡県史資料」 第一輯 794頁
- (4) 「内閣文庫府県史料」 福岡県史料15 福岡県史稿 学校之卷 卷25
- (5) 例外として、「最都合ニ依テハ他区ノ学区ニ任セシムルモ可有之事」と、他区の学校へ赴任することも認められていた。
- (6) 生徒約束

	壹等	一日	定ル所ノ時限ヲ後ルル十分時ヨリ二十分時迄
	二等	二日	同 二十分時ヨリ三十分時迄
	三等	三日	同 三十分時ヨリ四十分時迄
	四等	四日	同 四十分時ヨリ五十分時迄
	五等	五日	同 五十分時ヨリ一時迄
	六等	六日	同 一時ヨリ一時半迄
	七等	七日	同 一時半ヨリ二時迄
	八等	八日	同 二時ヨリ二時半迄
	九等	九日	同 二時半ヨリ三時迄
	十等	十日	同 三時ヨリ三時半迄
	十一等	十一日	同 三時半ヨリ四時迄
	十二等	十二日	同 四時ヨリ四時半迄

此約束ハ先時限ニ後ルル者ノミヲ掲ルト雖トモ都テ諸規則ニ背キ或ハ他ノ障ヲ為シ或ハ行忍ヘキ等皆其事ノ輕重ヲ考へ一等ヨリ十二等迄ノ科ニ處スヘシ最モ重大ノ事件ハ此限ニアラス

- (7) 学科取調所は「所要ノ小学区番号ヲ立テ……学科取調所ニ差出スヘク」とあるのをみると、教員養成機関であると同時に、県の学校行政を司どる行政機関であったのではないだろうか。名称からも、それが推察される。(『内閣文庫府県史料』福岡県史料15、福岡県史稿、学校之卷、卷二十五)
- (8) 『内閣文庫府県史料』の学科課程表では、授業法のところの「一週六時、小学教授ノ方法ヲ授ク」のところが脱字である。そこで、福岡県福岡師範学校『創立六十年誌』(124~125頁)の資料で、それを埋めた。
- (9) 福岡県福岡師範学校 『創立六十年誌』 124頁
- (10) 同前書 125頁
- (11) 福岡教育大学教務課蔵 『卒業並及第証授与生徒名簿』 明治11年改  
この資料によると、安部礎雄は、卒業時、年令12才11ヶ月となっているが、彼は、自叙伝(30頁)の中で、15才で卒業と言っている。又、明治12年3月の卒業と言っている。彼の記憶間違いであろう。
- (12) 安部礎雄著 『社会主義者となるまで』 改造社 昭和7年2月12日 16頁
- (13) 同前書 16~17頁
- (14) 「文部省第三年報」 督学局年報 福岡県 126丁
- (15) 前掲論文 「明治初期教員養成制度の一考察」 7~9頁
- (16) 『内閣文庫府県史料』 福岡県史料17 福岡県史稿 学校30 卷27 学校旧小倉県

- (17) 「文部省第三年報」 督学局年報 旧小倉県 112丁
- (18) 「文部省第二年報」 小倉県学事年報 286丁
- (19) 「文部省第四年報」 福岡県年報 254丁
- (20) 古賀武夫著 「豊津開化小史」 福岡県立豊津高等学校百周年記念刊行会 1頁 重引
- (21) 「福岡県史料叢書」 第5輯 57頁
- (22) 「文部省第二年報」 三潴県学事年報 260丁
- (23) 同前書 261丁
- (24) 「文部省第一年報」 三潴県 96丁
- (25) 「文部省第三年報」 督学局年報 旧三潴県 122~123丁
- (26) 「久留米市誌」 上巻 久留米市役所 昭和26年12月26日 687~691頁
- (27) 「文部省第三年報」 督学局年報 旧三潴県 122丁
- (28) 同前書 123丁